

災害時要援護者避難支援プラン (全体計画)

平成23年3月
新庄市

はじめに

平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成21年6月に発生した岩手宮城内陸地震など当地域に近いところで大災害が発生したことは記憶に新しいところです。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。

こうした大規模地震や局地的な集中豪雨などの風水害の被災者のうち負傷するなど被害者となった方々の多くが、高齢者や障がい者であり、避難の援護を必要とするいわゆる「災害時要援護者」であったことから、災害時における要援護者の避難支援体制を整えておくことが重要課題となっています。

このような被害を減らすためには、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報の伝達体制を整えるほか、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。そのため、日頃から災害時要援護者の状況を把握し、理解するように努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要があります。

高齢社会と核家族化などの進行により、単身の高齢者や高齢者のみの世帯が急増し、さらに「無縁社会」といわれるように、地域社会との繋がりが希薄な世帯が多くなっており、平常時においても見守りや安否確認などの取組みができる地域体制づくりが急務となっています。そのため、この全体計画においては、まず平常時の見守り体制を整備することから始め、要援護者と地域との接点を良好なものとし、万が一の災害時には、その関係を基とする地域の共助が機能するしくみを作ることを最初の目的とします。

そして、高齢者・障がい者等の災害時要援護者が、地域で安心して、安全に暮らすため、災害に備えた要援護者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備をするために「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」を作成するものです。

目 次

- 第1章 基本的な考え方
 - 1 自助、共助が基本
 - 2 公助の役割
- 第2章 災害時要援護者避難支援プランの対象者の考え方
 - 1 高齢者について
 - 2 身体障がい者・知的障がい者について
 - 3 上記1又は2に準じる方について
- 第3章 災害時要援護者情報の把握・申請登録・情報の共有方法
 - 1 情報把握手法について
 - 2 申請・登録について
 - 3 情報の共有について
- 第4章 地域の避難支援者、福祉支援者
 - 1 地域の避難支援者の選任と役割
 - 2 福祉支援者の役割
 - (1) 民生委員等の役割
 - (2) 福祉関係事業者等の役割
 - (3) 社会福祉協議会・地域包括支援センターの役割
 - 3 市の役割
- 第5章 個別計画の策定・更新・管理
 - 1 個別計画の策定
 - 2 個別計画の更新
 - 3 個別計画の管理
- 第6章 情報伝達体制
 - 1 情報伝達ルート
 - 2 情報伝達手段
 - 3 情報伝達責任者
- 第7章 福祉避難所の確保
- 第8章 その他

【参考資料】

- *平常時の見守り体制(図)、災害時の協力体制(図)
- *災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(様式第1号)
- *新庄市災害時要援護者支援班設置要領

第1章 基本的な考え方

大規模災害において被害を予防・軽減するには、自らが自らを守る「自助」、地域住民相互による「共助」、市、消防等公共機関による救助・支援などの「公助」が有機的に行われることが重要です。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

1 自助、共助が基本

災害発生時に最も基本となるものは、自らの身を守る「自助」です。しかし、地域内には寝たきりの高齢者や心身に障がいを持つ方など、その身体的・精神的特性等から「自助」が困難な方（災害時要援護者）も多く住んでいます。大規模な災害発生時には「公助」の支援もすぐには期待できない場合も多くあり、このようなときに地域住民の助けあいである「共助」の活動により、このような方々の被害を軽減させるのに極めて有効となります。

2 公助の役割

市は、近年の大規模災害の発生時において、死亡等重大な被害を蒙っている多くが高齢者等災害時要援護者であることから、被害を最小限にとどめるため、災害時要援護者自らの「自助」に関する意識の啓蒙を進め、地域住民相互が支えあう「共助」の仕組みづくりに努めるとともに、地域の支援だけでは救助・支援などが困難な高齢者等を対象として、災害時要援護者の登録台帳を整備し、災害時においては関係機関と連携を図り、優先的に支援します。

災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方で、この計画では、次章に掲げる在宅者をいいます。

第2章 災害時要援護者避難支援プランの対象者の考え方

この計画の対象者は、災害時に自力で避難が困難若しくは避難に相当の時間を要する在宅の高齢者及び障がい者とし、次の状態の方を重点的に支援する対象とします。

1 高齢者について

- (1) 寝たきりの高齢者や認知症の高齢者（介護保険における要介護3から5までの認定者）
- (2) 75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員
- (3) 虚弱等で日中独居の高齢者等上記以外の高齢者

2 身体障がい者・知的障がい者について

- (1) 身体障がい者で重度（1 級または 2 級）の方
- (2) 知的障がいのある方で療育手帳 A 判定の方
- (3) その他、障がいにより自力で避難が困難な方

3 上記 1 又は 2 に準じる方について

高齢者と児童の世帯又は高齢者と障がい者の世帯若しくは障がいの認定を受けていない障がいのある方などで、上記 1 又は 2 の状態と同様又は準じる状態の方。

第 3 章 災害時要援護者情報の把握・申請登録・情報の共有方法

1 情報把握手法について

市は、前章で掲げた対象者の範囲において、福祉事務所が所管する次の情報を基に災害時要援護者の対象候補（以下「第 1 次要援護者」という。）とします。

- (1) 障がい者（身体、知的）に対する手帳等の交付台帳
- (2) 介護保険サービスに係る介護認定状況
- (3) 高齢者基礎調査による一人暮らし等の高齢者世帯台帳
- (4) 民生委員により得られる前章に掲げる対象者の状態にある情報

上記の者であっても、次のいずれかにより「登録の必要がないと認める場合」は、第 1 次要援護者から除きます。

- ア 自力又は家族の支援により避難が可能と判断されるとき。
- イ 施設入所又は長期入院のとき。
- ウ 長期に住所地を離れているとき。
- エ その他必要がないと認めるとき。

2 申請・登録について

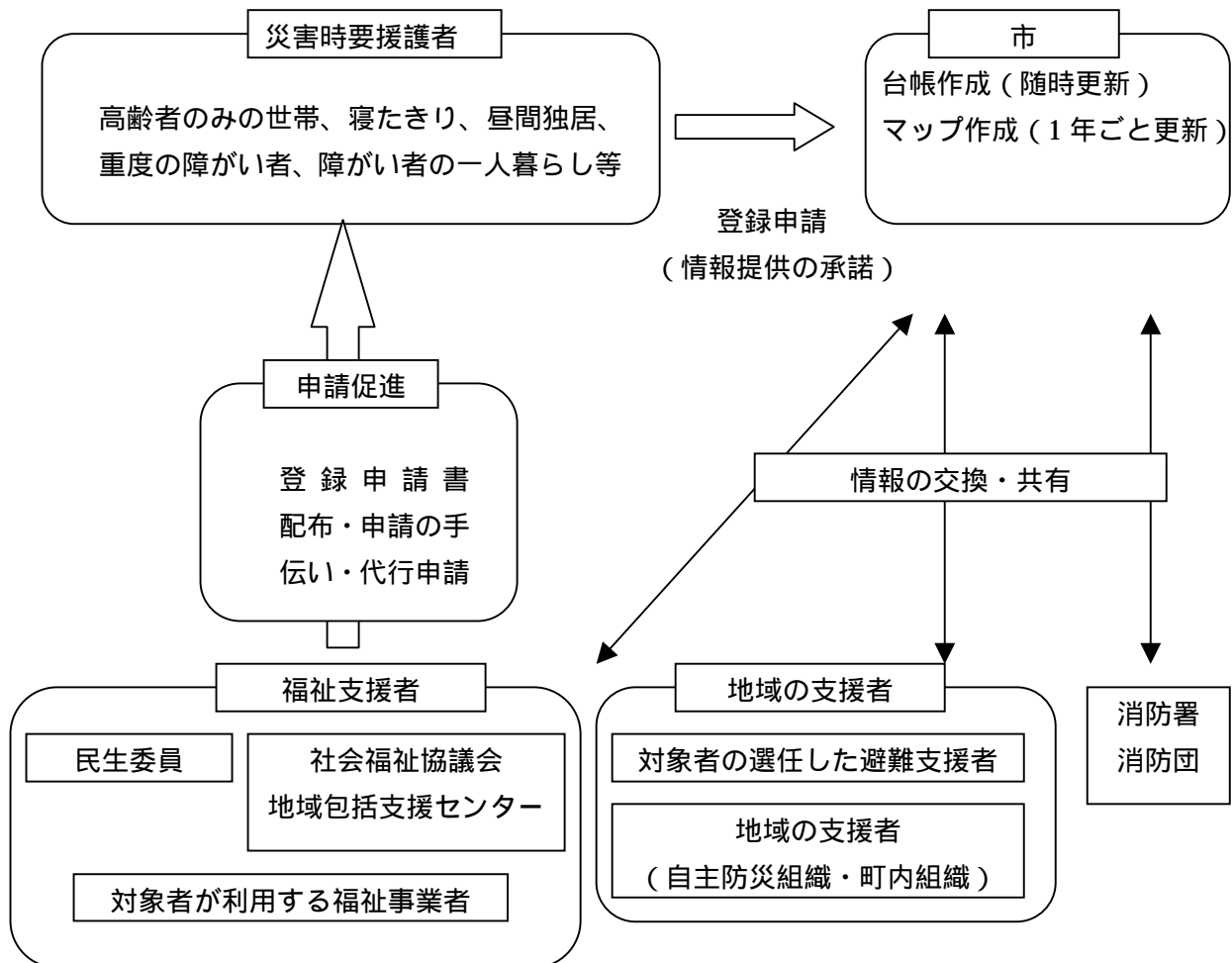
第 1 次要援護者に対して、郵送または民生委員を通じ、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（別記様式第 1 号；以下「申請書」という。）を配布し、対象者やその家族に対しその趣旨を理解いただき、民生委員や社会福祉協議会・地域包括支援センター・対象者の利用している福祉事業者（以下、福祉支援者という。）の申請促進等の協力を得ながら、申請のあった者を個別計画の候補者リストとして把握し、同様式に記載された本人の同意の下に災害時要援護者台帳（新庄市災害時要援護者避難支援プラン（個別計画））に登録します。なお、前項の第 1 次要援護者以外で、申請を希望する者については、申請後にその登録の可否を判断します。

3 情報の共有について

災害時要援護者に関する情報の共有先は、本人の同意した機関等に限定します。情報を共有する機関（以下、情報共有機関という。）は、市のほか防災機関（消防署、消防団）及び対象者の避難支援者、地域の自主防災組織の長、区長（役員・隣組長・健康福祉推進員含む）、民生委員、社会福祉協議会・地域包括支援センターとします。

ただし、個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、その他の必要な関係機関に情報を提供し、その支援対策を講じます。共有する情報の内容は、関係する対象者の登録申請内容と住宅地図情報とします。

申請・登録・情報の共有の流れ



第4章 地域の避難支援者、福祉支援者

1 地域の避難支援者の選任と役割

災害時要援護者の意向を極力尊重し、原則として、近隣の対象者の親しい方や町内会組織・自主防災組織の構成員等から1人の災害時要援護者に対し2名以上選出します。

対象者が提出する申請書に避難支援者が2名以上記載なかった場合は、地域の自主防災組織の長、区長等と協議し、対象者に対する避難支援者を選出します。

地域の避難支援者に係る役割の例示

平常時

避難支援者が災害時要援護者の近隣であり、親しい方がいる場合は、その付きあいを継続していただき、隣組長等の場合は、普段からの市報配布や回覧版の配布等を通じ、声かけを行ったり、郵便物・新聞等の滞留を確認したりすることにより、地域としての見守り体制を強めていきます。

災害時

災害時要援護者の家屋等が被災している場合は、近隣住民と協力し救援活動を行うとともに、必要に応じて消防や市等関係機関へ連絡します。また、避難が必要な場合は、指定の避難所まで誘導をします。自主防災組織の長や区長(区長)は避難状況等について、市と情報を共有します。

2 福祉支援者の役割

(1) 民生委員の役割

民生委員の役割の例示

平常時

通常の民生委員の見守り活動を通じ、地域の健康福祉推進員等と協力しながら対象者の状況変化等について市や地区等と情報を共有します。

災害時

災害時に地域支援者がいない対象者から優先的に安否確認を行います。対象者については市と状況等の情報を共有しながら避難支援等の対応にあたります。

(2) 福祉事業者の役割

障がい者や介護保険の要介護・要支援等の対象者が日常利用している福祉事業者にあつては、災害時にその対象者の状況把握を行い、連絡通報する等連携をとります。

福祉事業者の役割の例示

災害時に、対象者が福祉事業所を利用中であつたりした場合等に、避難支援者が対象者の所在確認等できない状態にならないよう、市や避難支援者等へ連絡し、避難支援の円滑を図ります。

(3) 社会福祉協議会・地域包括支援センターの役割

社会福祉協議会の役割の例示

平常時は、災害時の際に備えて、避難所等でのボランティア登録と災害時にボランティアとして行動できる有志の育成を図ります。災害時には、ボランティアを統括し、市が運営する避難所体制と協調した活動を行います。

地域包括支援センターの役割の例示

平常時は地域の見守り体制構築の推進。申請書提出についてのアドバイス。市との連絡調整。災害時は、困難な事案について、他の福祉支援者や市と連絡調整を行います。

3 市の役割

平常時においては、市は福祉事務所を中心に、地域の支援者や民生委員等を通じ見守り情報等を受け、福祉支援等の対応を行います。災害時においては、地域の支援者がいない対象者を優先し、民生委員等と避難支援を行います。また、市の地域担当制で割当てられた職員は、登録情報を基に災害時要援護者の安否確認を行います。

第5章 個別計画の策定・管理

1 個別計画の策定

- (1) 市は、支援の対象となる災害時要援護者本人（又は保護者等）より提出のあった申請書の様式により災害時要援護者登録台帳を整備し、避難支援プランの個別計画とします。また、対象者の住宅地図情報を作成します。
- (2) 提出された申請書に「地域の避難支援者」の記載がなかったり、特定できない者、避難支援者が現実的に支援できない状況がある場合については、当該の町内会・自主防災組織と協議し、その者の避難支援者を選定します。
- (3) 申請をしない者で、市の災害時要援護者支援班が登録を必要と認める者や、地域で避難支援者の選定が困難、または特別な支援を必要とする者については、市と民生委員が避難支援にあたります。

2 個別計画の更新

市は、対象者の住居異動・死亡等を確認し、個別計画に記載した内容に変更が生じた場合、毎年、更新情報を情報共有機関へ配布します。また、年度途中で新規で申請されたものについては、必要に応じて災害時要援護者支援班会議を開催し、その情報を情報共有機関へ配布します。

3 個別計画の管理

市は、個別計画が個人情報を含むものであることから、本人が同意した者以外の者が閲覧することのないように厳重に管理します。

災害時要援護者支援班

災害時要援護者に関する情報の収集や災害時における情報伝達、避難支援等を的確に実施するための新庄市福祉事務所を中心とした防災・保健関係部局との横断的な組織です。

第6章 情報伝達体制

市は、町内会や自主防災組織、避難支援者、災害時要援護者等に対する災害情報の伝達責任者を明確にし、災害時に確実に情報伝達する体制を整備します。

1 情報伝達ルート

避難情報については、市から該当する地域の町内会や自主防災組織の代表者等を通じ災害時要援護者及び避難支援者に伝達します。

2 情報伝達手段

災害時要援護者の障がいの特性に応じた伝達手段が必要であり、視覚障がいの方には音声、聴覚・言語障がいの方には手話奉仕員の派遣や文字による手段を講ずるなど、個別計画に伝達手段を明確にしておきます。

3 情報伝達責任者

町内会や自主防災組織、地域の避難支援者への災害時要援護者等に対する災害情報の伝達については、市が設置する新庄市災害時要援護者支援班が行います。

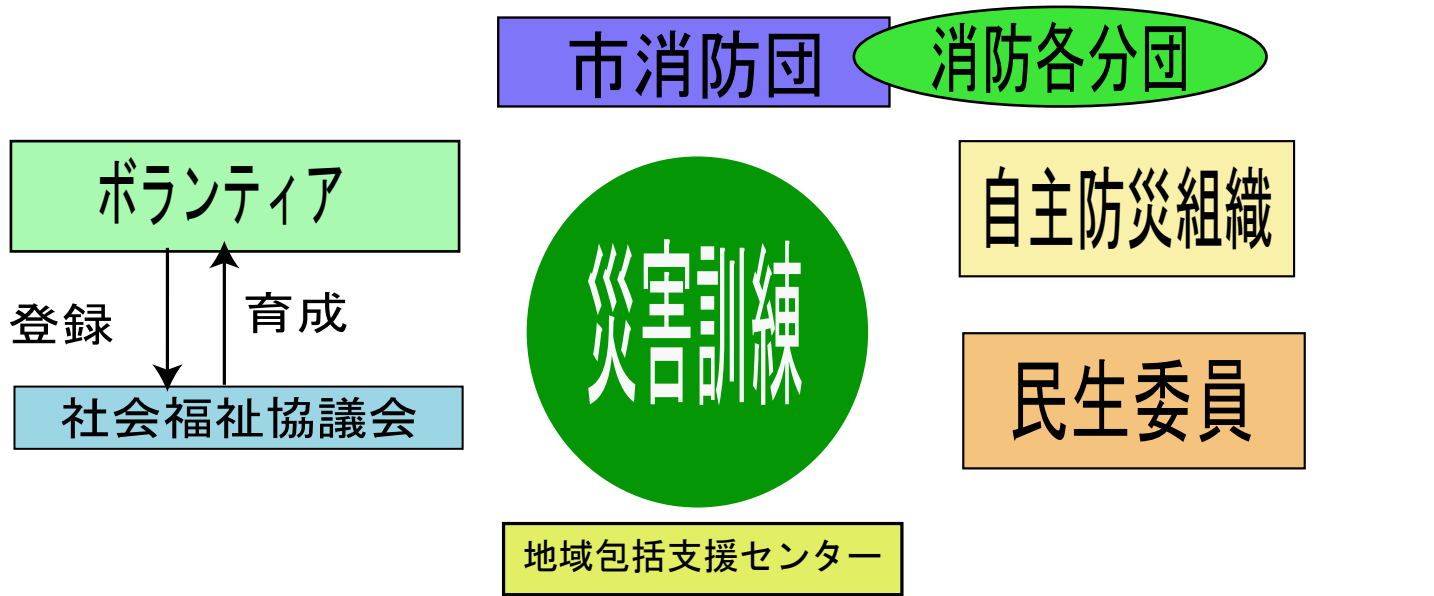
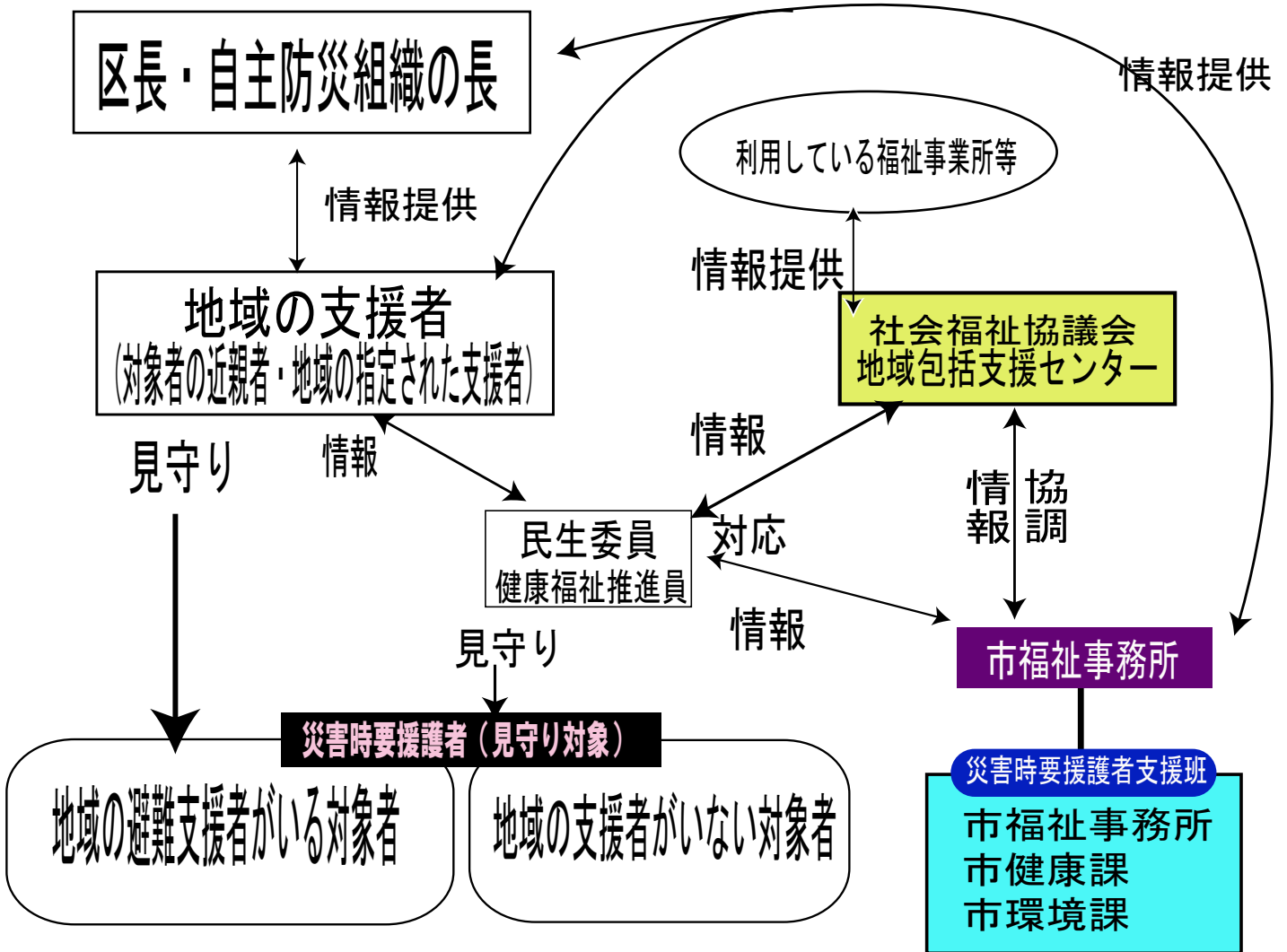
第7章 福祉避難所の確保

避難生活において災害時要援護者が必要とする福祉避難所等の確保に関する事項については、地域の福祉施設等と協議し、可能な限り災害時の避難施設として使用することについて協定を締結するよう努めます。

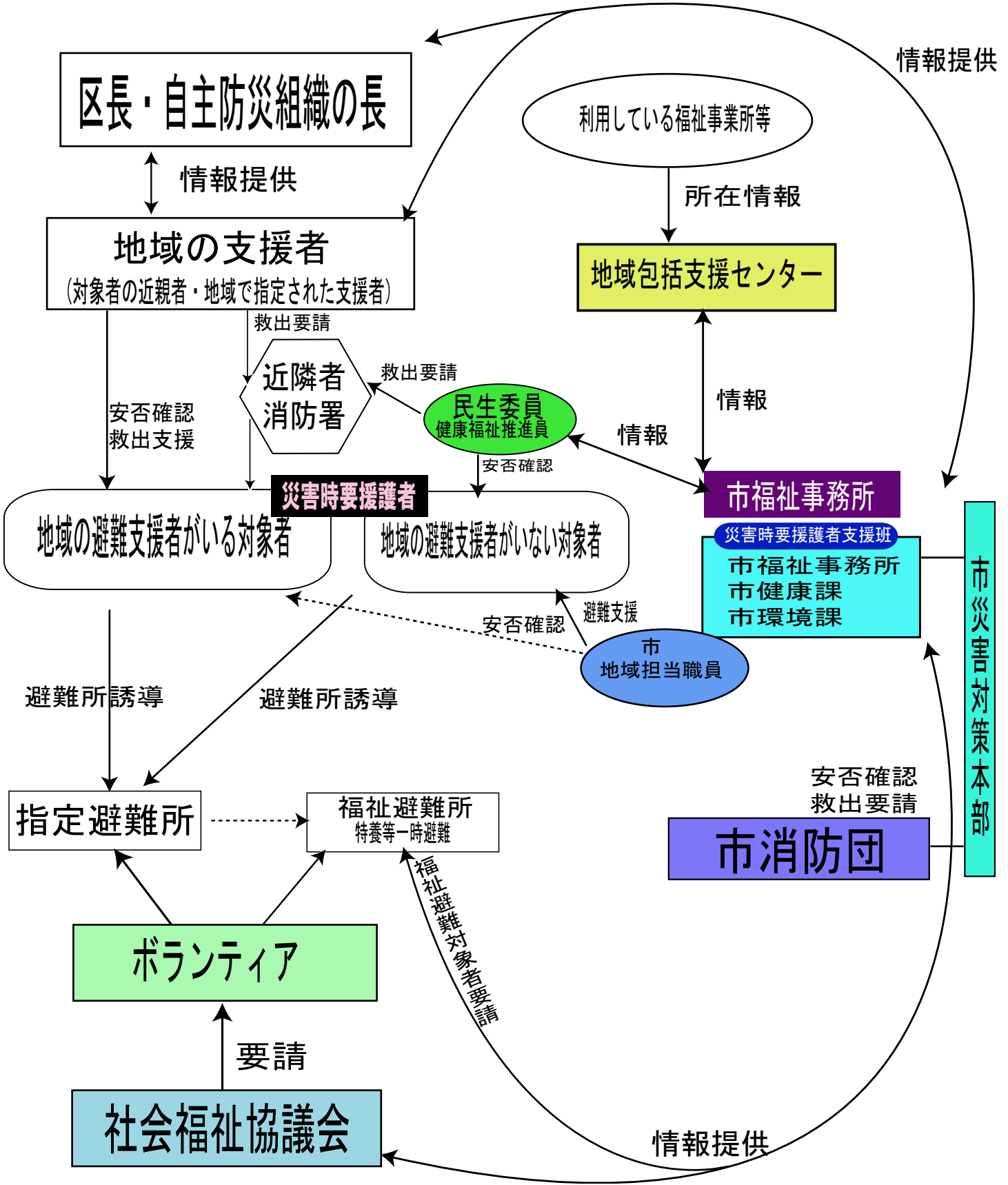
第8章 その他

この計画は災害時要援護者の支援に係る全体計画であり、今後の個別計画の進展等により必要な場合は計画を修正するものです。

平常時の見守り体制



災害時の協力体制



災害時要援護者登録申請書兼登録台帳
新庄市災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)

平成 年 月 日

新 庄 市 長 殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、災害時要援護者登録台帳に記載された私の個人情報を、市が防災機関(消防署、消防団)及び私の避難支援者、地域の自主防災組織の長、区長(役員・隣組長・健康福祉推進員含む)、民生委員、社会福祉協議会・地域包括支援センター・利用している福祉事業所で共有することを承諾します。

氏名	ふりがな	性別	男・女
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日(歳)	電話番号	
		ファックス番号	
郵便番号	〒	地区名	
住所	新庄市	町内名	
区分 該当するものに	1 介護保険要介護3～5の高齢者		
	2 75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯		
	3 重度障がい者(身障手帳1,2級、療育手帳A)		
	4 虚弱な日中独居の高齢者		
	5 その他()		
家族構成・同居状況 (本人含む)	人	家・ア パート 等の構 造	木造・鉄骨造鉄筋・コンクリート造 平屋・2階建・3階建以上
居住建物の着工時期	昭和56年5月31日より(右に 印) 前 後 わからない		
普段いる部屋	1階	2階	その他()
寝室	1階	2階	その他()
特記事項	かかりつけ医()		
	利用している福祉のサービスなど(主に 曜日に)		
	(福祉のサービス等:)		
	その他		
緊急時の 家族連絡 先	氏名	続柄	住所
			電話番号

以下の「避難支援者」には、なるべく近くの親しく(親類や友人)している方を記入してください。
2人以上記入ください。

	氏名	続柄	住所	電話番号	備考
避難支援者					

この台帳に関する情報は、通常時の見守りや災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり他に情報を流したりすることを禁じます。

上記の情報について、住所異動等があった場合は、更新することがあります。

その他特記事項

新庄市災害時要援護者支援班設置要領

平成 19 年 8 月制定

(目的)

第 1 条 この要領は、新庄市地域防災計画（平成 13 年 3 月。以下「地域防災計画」という。）に位置づける「災害弱者」のうち、高齢者や障がい者等自力避難が困難な方（以下「災害時要援護者」という。）の避難対策について、国の災害時要援護者の避難対策に関する検討会で示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 18 年 3 月）」及び山形県の「災害時要援護者支援指針（平成 17 年 12 月）」に基づく本市の災害時要援護者避難支援プランの策定並びに地域防災計画第 2 編第 2 章第 2 1 節災害者の安全確保 1 在宅の災害弱者対策、第 3 編第 2 章第 2 9 節災害弱者等対策計画 1 災害弱者対策チームの安全確保、2 在宅弱者の安全確保、4 外出中の災害弱者対策を推進するため、災害時要援護者支援班の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第 2 条 災害時要援護者支援班は、平常時においては、健康福祉関係部局と防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームとし、災害時要援護者避難支援プランの策定や災害時要援護者の把握、関係機関との連携を図るものとし、災害時には、災害対策本部中、福祉部内に設置し、避難支援や安否確認、相談窓口の設置等地域防災計画第 3 編第 2 章第 2 9 節災害弱者等対策計画の災害弱者対策チームの機能を担う機関とする。

(構成)

第 3 条 災害時要援護者支援班は、班長と班員により構成し、福祉事務所長を班長とする。

2 平常時の班員は、福祉事務所、健康課及び環境課の職員のうちからそれぞれの所属長が指名するものとする。ただし、避難支援体制の整備に関する取組みを進めるに当たっては、新庄市社会福祉協議会、山形県立新庄病院等医療機関、新庄市最上郡医師会、最上広域事務組合消防本部、新庄市消防団、地域自主防災組織等の関係機関及び高齢者や障がい者の関係団体等の参加を得ながら進めるものとする。

3 災害時の班員は、新庄市防災計画に基づく平成 18 年度大規模災害時職員行動マニュアルの「部・班の編成及び事務分掌」に掲げる福祉部高齢障害支援班及び

健康部健康推進班の事務分掌の内、次条第2号に定める災害時要援護者支援班の業務にあてるため、福祉事務所及び健康課の職員から、それぞれの所属長が指名するものとする。

(業務)

第4条 災害時要援護者支援班は、次の業務を行う。

(1) 平常時

- ア、災害時要援護者情報の把握に関する事
- イ、災害時要援護者避難支援プランの策定に関する事
- ウ、災害時要援護者参加型の防災訓練の計画及び実施に関する事
- エ、災害時要援護者に配慮した地域共助の仕組みづくりと広報に関する事

(2) 災害時

- ア、避難準備情報の伝達業務に関する事
- イ、避難誘導に関する事
- ウ、安否確認及び避難状況の確認に関する事
- エ、避難所の管理者等との連携、情報の共有に関する事
- オ、福祉避難所等の確保その他必要な事項に関する事

(庶務)

第5条 災害時要援護者支援班の庶務は、福祉事務所に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか災害時要援護者支援班の設置に関し必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。